平成２１年（フ）第４９号
秋田県由利本荘市石脇字田尻28番地264
債務者　豊嶋　　強
1　決定年月日時　平成21年６月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２１年（フ）第３３号
福島県南相馬市小高区小高字上入迫135番地
債務者　酒井　孝文
1　決定年月日時　平成21年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２１年（フ）第３５号
福島県南相馬市鹿島区寺内字八幡林36番地の３
債務者　藤澤　茂子
1　決定年月日時　平成21年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２１年（フ）第３８号
福島県相馬市尾浜字船越140番地の７　松川アパート105
債務者　南部　幸枝
1　決定年月日時　平成21年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２１年（フ）第６７号
群馬県桐生市菱町１丁目3401番地の１　県営147号
債務者　村田　健次
1　決定年月日時　平成21年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２１年（フ）第６８号
群馬県みどり市大間々町大間々844番地　高沢アパート15号室
債務者　山﨑　邦夫
1　決定年月日時　平成21年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２１年（フ）第５０３号
千葉県船橋市本町４丁目20番１号
債務者　加藤久美子
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第５１２号
千葉県船橋市旭町３丁目12番27号　メープル関口102号
債務者　廣瀬　幸雄
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第５２４号
千葉県船橋市本中山６丁目11番13号　第１ミノリハイム103号
債務者　島野　　茂
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第５２８号
千葉県八千代市八千代台北５丁目３番地24　グリーンピア八千代台302号
債務者　三宅　一宏
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第５３５号
千葉県船橋市海神町南１丁目1646番地１　コスモ西船橋Ⅱ―501号
債務者　中野渡麻衣子
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第５５０号
千葉市花見川区南花園１丁目18番７号
債務者　本宮由紀子
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第５５７号
千葉県浦安市当代島１丁目22番18号
債務者　尾頭　康枝
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第９３号
富山県氷見市島尾1865番地４
債務者　森　　明美
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第４２号
長野県松本市寿北６丁目35番９号
債務者　橋本　　恵
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第１７６号
長野県北安曇郡松川村5725番地185松川団地Ｍ２―306
債務者　堀内　英司
1　決定年月日時　平成21年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第６９号
岐阜県可児市愛岐ケ丘５丁目53番地
債務者　**坐**間　美典
1　決定年月日時　平成21年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部